

広島県告示第千百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十九年十二月二十日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十二月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
栗谷大野線	廿日市市大野町字高馬一四三三番二地先から 廿日市市大野町字高馬一四三三番二〇地先まで 廿日市市大野町字高馬一四三二番八地先から 廿日市市大野町字高馬一四三二番一地先まで 廿日市市大野町字高馬一四二九番五一地先から 廿日市市大野町字高馬一四二九番二三地先まで	平成一九年二月 六日